

第2回連枝書道會展 公募出品規定

主催	連枝書道會	後援	毎日新聞社 (財)毎日書道會
会期・時間	2022年1月6日(木)～1月10日(月・祝) 10:30～18:00(入館は17:30まで)		
会場	目黒区美術館区民ギャラリー(東京都目黒区目黒2-4-36) ※最終日は16:00まで		
出品資格	1. 一般公募=満24歳以上 2. U23公募=満15歳以上で満23歳以下(※中学3年生はこれに含まれない)		
出品料	1. 一般公募=7,000円 2. U23=3,000円 3. その他は連枝書道會規約別則通り ※1. 表装代は出品者個人にて負担する ※2. 同封の払い込み済郵便振込控えのコピーを提出。 払い込み先 [郵便口座番号 00250-8-143023] [口座名義 連枝書道會] 振込期限は10月5日(火)までにお振込みください。		
作品寸法	作品の仕上がり寸法は次の通り定め、卷子、冊子、帖を除いて次の通りとする。 A寸法 182cm×61cm(6尺×2尺) B寸法 152cm×73cm(5尺×2.4尺) C寸法 121cm×91cm(4尺×3尺) D寸法 105cm×105cm(3.5尺×3.5尺) E寸法 136cm×70cm(全紙) F寸法 70cm×70cm(3尺×3尺) G寸法 168cm×48cm(5.6尺×1.6尺) H寸法 136cm×36.5cm(半切) 篆刻寸法 縦39cm×横30cm ※額の厚さは3cm以内で印材の出品は必要としない 刻字寸法 155cm×61cm以内 卷子・冊子・帖寸法 縦45cm×横400cm以内 冊子・帖は見開き60cm以内とする ※軸装に関しては作品寸法が4尺を超えたものは不可とする(4尺以上はすべて額装)		
出品要項	1. 鑑別・審査は表装されたものに限る。※未表装は認めない。 2. 作品には必ず印を押すこと。写経のみ例外とする。 3. 臨書作品を出品することが出来る。落款に必ず「臨」と書すこと。 4. 必ずしも署名を書かないでもよい。 5. 対幅作品は必ず同一表装内に収めること。 6. 作品は額装、軸装に表装されていること。(刻字は展示用フックを付けるだけでよい)		
出品票受付	受付日時 2021年10月5日(火)午後4時まで 受付場所 連枝書道會 事業本部 〒401-0012 山梨県大月市御太刀1-11-7 望月宛		
鑑別・審査	1. 鑑別・審査は2021年11月23日(火・祝)に行われる。 2. 鑑別および審査は今年度審査員によって厳正に行われる。 3. 鑑別および審査に関する異議申し立ては一切受け付けない。		
褒賞	1. 審査の結果一般公募の成績優秀なものには「連枝會賞」「毎日新聞社賞」「秀作賞」「佳作賞」を、 U23公募の成績優秀なものには「U23連枝會賞」「U23毎日新聞社賞」「U23秀作賞」「U23佳作賞」 を授与し、賞状と副賞を贈る。		
発表	審査後に連枝書道會ホームページ(https://www.renshisyodo.org/)にて掲載予定		
陳列	1. 2022年1月5日(水)AM10時より展覧会場にて陳列を行う。 2. 一般公募・U23公募の入選・入賞作品を陳列する。 3. 陳列に関する異議申し立ては一切受け付けない。		
注意事項	1. 出品票は目録作成および出品者に対する連絡の都合上、必ず出品者本人が記載してください。 2. 出品票の「作品名・出典・作者名・釈文」は正確に楷書にて記載、もしくはコピーの添付をお願い致します。 3. 日本文藝協会の《詩人・歌人・俳句等作家一覧》に掲載されている作家の著作物を出品作品として書かれている場合は、ご自身で許可を取り「著作物利用許可証」のコピーを出品票に添付してください。(※著作権の手引き参照) 4. 出品作品に関しての不可抗力によって発生した事故に関してその責は負いません。 5. 3年間理由なく不出品の場合はその資格を剥奪するものとする。		

<著作権の手引き>

日本文藝協会の《詩人・歌人・俳句等作家一覧》に掲載されている作家の著作物を出品作品として書く場合は、ご自身で許可を取り「著作物利用許可証」のコピーを出品票に添付してください。

著作権法の遵守のため、著作権のある作品は原則として課題に使用しないようお願い申し上げます。

使用するにあたっては、次にあげる事項を参照の上、個人責任としてお願い致します。

《※著作権の保護期間は死後70年となっております。例外で死後70年経過していても、公表後70年の場合があるのでご注意ください。また、以前の保護期間である50年の際に著作権保護期間が終了したものは、保護期間70年の対象外となっておりますので例外を除いて問題ありません。1969年以降の著作物に関しては、保護期間70年が適用されておりますので重ねてご注意ください。》

①. 著作権が発生する詩人・歌人・俳人等の作品を書く場合、文芸作品はJWACC（日本文芸家協会）に個人責任にて著作権利用の申請・承認を行ってください。但し、著作権管理団体に委託している文芸家（日本文藝協会提供のリストに記載された文芸家）が対象です。

（※注 相田みつお・高濱虚子の2氏に関しては書作品への引用が認められておりません）

②. 歌の歌詞の著作権はJASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）等の管理です。著作権利用の手続きをしても歌詞は取り扱いできません。（例：西條八十の「青い山脈」等）童謡・唱歌・民謡・歌謡もまだ保護期間の場合があるのでご注意ください。また、海外などの曲を翻訳した「訳詞者」の許可が必要な場合もあります。

③. 新聞紙面から題材を選ぶ場合、外部寄稿者の署名入り原稿については寄稿者の許諾が必要となります。一方、無署名のコラムの著作権は新聞社にありますので、新聞社（著作権管理部門）に許諾を求めることになります。

※万が一、著作権有効の作品を許可なく書かれて情報提供を求められた場合、個人情報をお各機関に提供致します。また、**使用料等すべてにおいて個人責任**となります。連枝書道會は問題が発生した際は、その責を負わないとともに、一切関与いたしません。ご了承ください。